

大 個 審 第 2 2 号  
( 答 申 第 2 4 3 号 )  
平成 2 4 年 8 月 2 3 日

大 阪 府 知 事      様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会  
会 長   市 川   正 人

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て ( 答 申 )

平成 2 4 年 8 月 2 0 日 付 け 私 第 1 8 9 4 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 私 立 高 等 学 校 等 授 業 料 支 援 補 助 金 事 務 処 理 支 援 シ ス テ ム 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る 通 信 回 線 に よ り 結 合 さ れ た 電 子 計 算 機 を 用 い た 個 人 情 報 の 実 施 機 関 以 外 へ の 提 供 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 生徒等の個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、これらの情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のために新たなセキュリティ技術の導入に努める等必要な措置を講じるなど、ネットワーク技術の進歩も踏まえ、私立高等学校等授業料支援補助金事務処理支援システム（以下「本システム」という。）における個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 本人から本件提供に係る個人情報について、削除、修正の求めがあったときは、速やかに対応すること。
- 3 本システムにより個人情報がオンライン提供される本人に対し、本システムの趣旨、収集・提供される個人情報の内容、範囲及び利用について、本人の同意を得るよう努めること。
- 4 本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。
- 5 本システムの接続先である私立高等学校等におけるセキュリティについて、本システムにアクセスできる職員等が必要最小限の者に限定されることを確保するとともに、アクセスできる職員等に対しては、研修・教育の機会を定期的に設けること。また、各私立高等学校等に対し、安全確保について万全を期するよう注意喚起を十分に行うこと。